

令和 7 年度
第 4 回江別市廃棄物減量等推進審議会

議 事 録

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

令和7年度第4回江別市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	令和7年10月10日（金）14時00分～14時40分
場 所	江別市民会館 2階 21号室
出席委員	浅川雅己会長、今林隆一郎副会長、伊東孝子委員、井上剛委員、加藤真衣委員、金塚貴子委員、佐藤ひとみ委員、名古屋由紀子委員、吉田勝文委員（9名）
欠席委員	北川裕治委員、佐々木雅之委員、ファルークソバン委員、吉田磨委員（4名）
事 務 局	近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、堂前環境室長兼廃棄物対策課長事務取扱、石川施設管理課長、中村廃棄物対策課主幹（計画推進担当）、坂本庶務係長、佐々木減量推進係長、佐藤減量推進係主査（資源化担当）、方波見指導係長兼主査、中野指導係主任（10名）
傍 聴 者	2名
会議次第	1. 開会 2. 議事 （1）審議事項 ・江別市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）の素案について 3. その他 4. 閉会
配布資料	資料1 江別市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）素案 資料1-2 江別市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）概要版（素案）

▼会議内容

【開会】

○堂前環境室長

令和7年度第4回江別市廃棄物現状等推進審議会を開催いたします。

本日の進行を担当いたします、環境室長の堂前です。よろしくお願いいたします。

初めに、あらかじめお送りした資料の確認をさせていただきます。

次第

資料1 江別市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）素案

資料1-2 江別市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）概要版（素案） となっています。

お手元がない方はいませんか。

次に本日の審議会についてですが、過半数の委員の出席をもって成立することとされており、本日は、北川委員、佐々木委員、ファルーク委員、吉田磨委員より、所用により欠席とご連絡をいただいています。

全委員13人中9名の委員のご出席により半数を超えていることから、この審議会が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、この審議会の公開についてですが、市では、審議会については原則公開としており、また、会議の議事概要として発言内容を示すとともに、ホームページで公開させていただきますので、ご了承ください。

なお本日は、傍聴希望の方がおられますので、ご入室いただいてもよろしいですか。

○各委員

（了）

○堂前環境室長

それでは入室していただきます。

(傍聴者2名入室)

それでは以降の議事進行については浅川会長にお願いいたします。

【議事】

○浅川会長

以降の議事について議長を務めさせていただきます。

本日の議題は、審議事項として、江別市一般廃棄物処理基本計画中間見直しの素案についてとなっており、初めに資料1の素案から説明していただきたいと思います。55ページもありますので、幾つかに区切って説明いただき、委員の皆様からご意見などをいただきたいと思います。

そのあとに資料1の2の概要版の説明をお願いします。

それでは初めに資料1の前段、これまでの状況の部分の1ページから33ページまで、説明をお願いします。

○中村廃棄物対策課主幹

廃棄物対策課の中村です。

資料1をご覧ください。一般廃棄物処理基本計画中間見直しの素案になります。

初めに、目次をお開きください。

計画書は、全部で55ページになります。

このうち、中間見直しにおいて、現計画から中間見直しを行った箇所は、表題とページ数を赤字にしています。

計画全体を一括で審議いただくには、ボリュームが大きいことから、3つに区切ってご説明いたします。

最初は、第1編、第1章総則から33ページの第2編、第1章ごみ処理の課題までご説明いたします。

1ページをご覧ください。

中間見直しに当たり、文章や数値、図、グラフなど、見直しを行った箇所は赤字で囲い、字句を赤字で表示しています。

また、現計画から変更のない箇所は、字句・図表ともモノクロで表示しています。

以下、赤字で囲った変更箇所のみご説明いたします。

第1章総則、1計画策定の趣旨では、令和3年に現計画を策定した後の国や北海道の動向、社会情勢の変化を踏まえ、令和8年に中間見直しを行う経過を記載しています。

2ページをご覧ください。

(2)計画体系図に赤字内の3項目を追加しています。

3ページをご覧ください。

計画期間を示す図について、令和6年度からスタートした第7次江別市総合計画に合わせた記載とされています。

4ページをご覧ください。

第7次総合計画の人口推計に合わせて、赤字内の記載及びグラフとします。

5ページをご覧ください。

直近の財政、産業の状況を、赤字内の記載及びグラフとします。

6ページをご覧ください。

第2編、第1章のうち、第1節の1分別区分と手数料では、赤字内の図とし、令和6年10月から実施した手数料の見直しに合わせて、赤字の記載とします。

7ページをご覧ください。

現行の収集運搬体制に合わせて、赤枠内の図とします。

８ページをご覧ください。

ごみ処理フロー図を令和６年度実績に合わせたものにします。

９ページをご覧ください。

９月に開催した第３回の当審議会でもご説明したところですが、ごみの組成調査におけるサンプリングの年次をスライドした上で、グラフの形式を円グラフから棒グラフに変更します。

続く１０ページも同様です。

１１ページをご覧ください。

赤枠のとおり、環境クリーンセンターの延命化工事に関する記載を加えます。

１２ページをご覧ください。

赤枠内のとおり、令和６年度実績に基づく記載とします。

１４ページをご覧ください。

最終処分場の埋立期間延長に合わせた記載とします。

また、下段のグラフに、直近６年間のデータを反映させます。

１５ページをご覧ください。

直近６年間の、経過及びデータを記述とグラフに反映させます。

続く１６ページ、１７ページも同様です。

また、１８ページ、１９ページについても、同じく直近６年間の経過及びデータを、記述とグラフに反映させたものです。

２０ページをご覧ください。

令和３年４月からスタートした現計画に基づく取り組み状況を記載しています。

２施策の主な取り組み状況では、基本方針に基づき、年次ごとの表を記載し、続く２１ページから２２ページまでは、主な取り組みを列記しています。

２３ページをご覧ください。

８月に開催した第２回の当審議会においてご説明しました、中間年度における目標値と実績の比較を記載しております。

上段の赤枠は比較に当たっての考え方を記載し、続く（１）発生抑制の比較では、表を用いて達成状況の見込みを記載しています。

２４ページをご覧ください。

同様に、資源化の比較、最終処分の比較を掲載しています。

２５ページをご覧ください。

国が公表する類似自治体と江別市との比較で、国の最新公表データに合わせて、令和５年度実績とします。

２６ページをご覧ください。

令和６年度に実施したアンケートの集計結果を掲載します。

（１）市民アンケートは、令和７年２月から３月にかけて実施したものです。

３０ページをご覧ください。

（２）事業所アンケートは、令和６年１２月から、翌年１月にかけて実施したもので、３２ページまで結果を記載しています。

３３ページをご覧ください。

６ごみ処理の課題として、（１）発生抑制、（２）資源化、（３）市民ニーズとごみ処理の効率化の３点について、今後の社会情勢等を見据え、記載しています。

説明は以上です。

○浅川会長

以上、第1編の第1章総則、第2章江別市の概況、それから第2編に入って、第1章ごみ処理の状況のところまで、説明していただきましたが、何か委員からご質問、ご意見はありますか。

この計画の設定の時点から、データが更新された調査の結果が出て、その数字の入れ替えが主なものであったので、特になければ次に進んでよろしいですか。

○各委員

(了)

○浅川会長

それでは次に、34ページから47ページまでお願いいたします。

○中村廃棄物対策課主幹

資料1、34ページをご覧ください。

第2章、1 基本理念と基本方針のうち、(1) 基本理念について、令和6年度からスタートした第7次江別市総合計画に合わせて、赤枠内の記載とします。

35ページをご覧ください。

2 計画の目標値については、9月に開催した第3回の当審議会の結果に基づき、本計画の最終年度である、令和12年度における目標値を、赤枠のとおりとしています。

これらの目標値の詳細については、36ページをご覧ください。

上段の(1) 発生抑制の目標値で、表により当初目標値と基準年度として比較した上で、総排出量を32,900tとします。

下段の(2) 資源化の目標値では、同様の比較を行って、目標値を25%とします。

37ページをご覧ください。

上段の最終処分の目標値、下段は目標値の設定にかかる人口推計について掲載しています。

38ページをご覧ください。

これらの目標値について、国や北海道の計画との比較を掲載しています。

39ページをご覧ください。

9月に開催した第3回の当審議会では、施策の見直しの概要についてご説明したところですが、その結果を踏まえて取りまとめたものです。

まず、中間見直しに当たり、新たに赤枠で示す2つの施策を加えます。

40ページをご覧ください。

上段の1の1、食品ロスの削減では、赤枠のとおり、現計画において進めてきた取り組みを踏まえ、赤字のように記載するとともに、あわせて推移を示す表を掲載しています。下段の1の3、効果的なリユース方法の検討では、これまでの取り組みを踏まえ、赤枠内の記載とします。

以降の施策についても同様の考え方で、赤枠赤字による記載をしております。

41ページをご覧ください。

これまでの取り組みや、最新の状況などを踏まえた記載とするものです。

続く42ページも同様です。

43ページをご覧ください。

3の2から3の5までは、これまでの取り組みや、最新の状況などを踏まえた記載とするものです。

3の6、ごみ処理におけるデジタル化の検討は、中間見直しにおいて新たに加える施策です。

44ページをご覧ください。

これまでの取り組みや、最新の状況などを踏まえた記載とするものです。

続く45ページも同様です。

46ページをご覧ください。

4の6、次期ごみ処理のあり方の検討は、中間見直しにおいて、新たに加える施策です。

47ページをご覧ください。

中間見直しにあたって設定した目標値に合わせたフロー図にしています。

説明は以上です。

○浅川会長

今の34ページから47ページまでのところで、ご質問ご意見などはございますか。

○今林副会長

集団資源回収に関する事で、17ページに資源回収量の推移が出ていますが、かなり減ってきています。

私が所属する自治会の状況を確認しますと、平成30年前後が、資源回収による収益金と資源回収奨励金のピークになっています。

大体170戸のマンションで、両方合わせて154,000円、それがだんだん減ってきており、今現在、大体半分ぐらいになっています。

計画案の17ページの集団資源回収の推移を見ますと、集団資源回収量が減っています。

特に、古紙類が大きく減少してしまっていて、回収業者からの売却益や市からの奨励金も減少しています。

自治会連絡協議会から推薦された委員の立場として、集団資源回収の奨励金が減少することで、収入や活動に影響が出ている自治会もあるということを聞いております。

このことについて、例えば、奨励金の単価を見直すなど、何か検討していることがあればお伺いしたいと思います。

また、計画案に盛り込まれているものなど、他にあれば教えていただきたいと思います。

○堂前環境室長

集団資源回収についてですが、資源回収の収益が自治会活動に大きく寄与していることは、ご指摘の通りだと思います。

現行の資源回収奨励事業では、回収団体に1キログラム当たり3円の奨励金を交付することとしており、古紙類の回収量については、先ほど副会長がご指摘の通り、年々減少しております。

古紙類の量が減ることにより、奨励金の額が減少していることも事実です。

一方で、古紙類の減少は、デジタル化等の影響で新聞、雑誌等の紙媒体が最近減っていることが大きく影響しており、さらには、市内に複数ある回収拠点に、相当量の利用が移行していることも要因の1つではないかと考えています。

そうした中で、奨励金の単価についてのご質問ですが、奨励金の単価を増額することを想定したとして、その増額が資源回収奨励事業の本来の目的である、ごみの減量化・資源化の推進に直接繋がっていくことは、難しいのではないかと我々としては考えています。

そうした費用対効果を考慮して、奨励金の見直しについて慎重に検討していく必要があると考えております。

今ほど、見直し案のご説明をさせていただきましたが、計画案の9ページに、ごみの組成に関する記載があります。

家庭ごみの組成分析調査結果から、紙類を含む多くの資源物が、燃やせるごみに混入しているという実態を踏まえて、市としては、引き続き市民一人ひとりに資源物の分別をさらに徹底していただき、その上で、地域の集団資源回収を積極的に利用していただくような啓発活動を、さらに充実させていきたいと考えております。

○浅川会長

会長として、この件で言わせていただきたいのですが、ご説明にもあったように、文書類については、いわゆるデジタル化が進んだことで、そもそも古紙自体の絶対量が減っています。

その中で、今説明されたように、燃やせるごみの中には、残念ながら、資源物となる紙が混ざってしまっているので、分別をしっかりとやって、集団資源回収に出していただければ、奨励金を引き上げて予算を使うよりは、効率的に目標達成を実現できるのではないかと個人的に考えています。

やはり、ご説明にあったように、啓発によって、集団資源回収に回せるものを増やしていくことも重要だと思います。

何かこの件で他にご意見はありますか。

よろしいですか。

○各委員

(了)

○浅川会長

今説明していただいた４７ページまでの範囲で、他のことでご意見ご質問はございますか。

○今林副会長

もう１つ、ぜひお願いしたいと思ったことがあります。

資料２１ページの真ん中から下のところに、小学生対象の出前講座というのがありますが、これは長い時間がかかるかもしれませんが、長期的には非常に効果があるのではないかと思います。

今、異常気象と騒がれていますが、資源を節約することによって、環境に対する負荷が軽減されるので、そういったことも含めて、小学生にきちんと認識してもらおう。

子どもがしっかり認識すると、親もいい加減なことはできないので、これは結構相乗効果が出ると思います。

ぜひ積極的に進めていただきたい施策だと思いましたので、提言いたします。

○中村廃棄物対策課主幹

現在、小学生対象の環境教育で、いわゆる買い物ゲームというものを日本リサイクルネットワーク・えべつに行っているところです。

その中では、買い物で容器包装となるものが、結果的にごみになるということも含めて、環境教育として取り組んでおり、最近では、海洋プラスチックの問題や、食品ロスの問題も取り上げていただいていると伺っております。

今後も引き続き、日本リサイクルネットワーク・えべつにお願いするとともに、小学生リサイクル教室なども検討しながら進めていきたいと思っています。

○浅川会長

この他、何か今の範囲で、ご意見、ご質問等ありますか。

よろしいですか。

○各委員

(了)

○浅川会長

特になければ、次に生活排水処理基本計画の部分になる４８ページから５３ページまでをご説明ください。

○坂本庶務係長

廃棄物対策課の坂本です。

第3編 生活排水処理基本計画について説明いたします。

引き続き、資料1をご覧ください。

48ページからになります。

第3編、第1章、第1節生活排水施設の現状では、令和6年度実績と人口推計から算出した令和12年度の、処理人口や生活排水処理率などを記載します。

49ページをご覧ください。

赤枠内のとおり、直近6年間の実績を反映した記述及びグラフとします。

続く50ページも同様に、直近6年間のデータに基づく記述、グラフとします。

51ページをご覧ください。

人口推計に基づき、令和12年度の処理人口や、生活排水処理率を赤枠内のとおり記載します。

52ページをご覧ください。

令和6年度実績や国の補助制度の見直しなどに基づき、合併処理浄化槽設置整備計画の令和12年度までの、概算事業費を80,504,000円とします。

53ページをご覧ください。

(2) し尿及び汚泥の処理目標は、令和6年度実績と人口推計により、令和12年度の処理目標を2,947キロリットルとします。

54ページ及び55ページの資料編に変更はありません。以上です。

○浅川会長

ただいま説明がありました、生活排水処理基本計画の部分について、何かご意見、ご質問はありますか。

よろしいですか。

○各委員

(了)

○浅川会長

次に概要版の説明をお願いいたします。

○佐々木減量推進係長

廃棄物対策課の佐々木でございます。

私から、一般廃棄物処理基本計画中間見直しの素案の概要版についてご説明いたします。

申し訳ありませんが初めに訂正がございます。

概要版の15ページをご覧ください。

(2) ごみの減量化の目標値(発生抑制)の2行目、目標としていた853グラムに比べて32グラム減少したとありますが、正しくは31グラム減少したでございます。

委員の皆様には、次回の審議会におきまして、修正したものをお配りいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、概要版の説明をいたします。

この概要版は、計画素案の主要な部分を抜粋して、全26ページにまとめたものになります。今後予定している市民の意見公募、パブリックコメントにおいて、この概要版を添付し、市民にわかりやすく、多くの市民から意見等をいただければと考えております。また、子どもたちにも、ごみ処理の現状や目標値、今後の主な取り組みの他、生活排水の処理についても知ってもらうため、可能な限りルビを振っております。

それでは、資料１の２、概要版１ページと２ページをご覧ください。

このページは、資料１の素案１ページから２ページの内容を要約したものになります。

続きまして３ページと４ページをご覧ください。

このページは素案の６ページから７ページの内容を要約したものになります。

５ページと６ページをご覧ください。

このページは素案の９ページから１０ページの内容を要約したものになります。

７ページと８ページをご覧ください。

このページは素案の１１ページから１４ページの内容を要約したものになります。

９ページと１０ページをご覧ください。

このページは素案の１５ページから１７ページの内容を要約したものになります。

続きまして１１ページと１２ページをご覧ください。

このページは、素案の１８ページから１９ページの内容を要約したものになります。

続きまして１３ページと１４ページをご覧ください。

このページは、素案の２０ページから２２ページの内容を要約したものになります。

１５ページと１６ページをご覧ください。

このページは、素案の３４ページから３７ページの内容を要約したものになります。

続きまして、１７ページと１８ページをご覧ください。

このページは、素案の３９ページから４６ページの内容を要約したものになります。

続きまして、１９ページと２０ページをご覧ください。

このページは、素案の４８ページの内容を要約したものになります。

続きまして、２１ページと２２ページをご覧ください。

このページは、素案の４９ページと５０ページの内容を要約したものになります。

続きまして、２３ページと２４ページをご覧ください。

このページは素案の５１ページから５３ページの内容を要約したものになります。

私からの説明は以上になります。

○浅川会長

こちらの概要版をご覧いただいて、パブリックコメントを出していただくということになっておりますので、まず、わかりやすさ、それと正確さということが重要になると思います。

前もって配布させていただいて、見ていただきましたが、何かお気づきの点や数字の誤りなどは無かったですでしょうか。

事務局の方で１つ訂正をいただいております、その他にもあるかもしれませんが、よろしく願います。

見やすさを考えて、文章と図を左右見開きの形に整理していただいております。

これは、本編に比べるととても見やすくなっているのではないかと思います。

何か他にご意見等ありますか。よろしいですか。

○各委員

(了)

○浅川会長

では本日の審議事項はこれで終わりですが、他に何かございますか。

○各委員

(なし)

○浅川会長

次に（３）その他についてですが、事務局から何かありますか。

○堂前環境室長

はい。まず今日の資料ですが、多分２・３日前に資料が送られてきていると思います。

なかなか見切れないこともあろうかと思いますが、この審議会の場に限らず、お気づきの点は、電話でも、直接でも結構ですので、廃棄物対策課まで、ご連絡をいただければ、その場でお答えできることはお答えしますし、また次回の審議会に諮るべき内容であれば、そのように対応させていただきますので、遠慮なく、ご連絡をいただければと思います。

それでは、事務連絡になります。

次回の審議会の日程ですが、１１月７日の午後１時３０分を予定しております。

今回と前は午後２時からでしたが、今回は３０分早く、１時３０分から開催させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

改めて文書で後日ご案内させていただきます。

あらかじめ欠席が分かっている方は、本日も構いませんし、後日も構いませんので、なるべく早めにご連絡をいただければ幸いです。

事務局からは以上です。

○浅川会長

他になければ、以上で審議事項を終了いたします。

事務局にお返しいたします。

○堂前環境室長

会長、ありがとうございました。

以上をもちまして本日は終了させていただきます。

【閉会】